



2018年12月13日

各 位

会社名 株式会社 オハラ  
 代表者名 代表取締役社長執行役員 齋藤 弘和  
 (コード番号 5218 東証第1部)  
 問合せ先 取締役常務執行役員 中島 隆  
 (TEL 042 (772) 2101 (代表))

### 第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、第三者割当による自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

#### 1. 処分の概要

(1) 処 分 期 日	2019年1月9日(水)
(2) 処分する株式の種類及び数	普通株式 31,000 株
(3) 処 分 価 額	1株につき金 2,311 円
(4) 処 分 総 額	71,641,000 円
(5) 処 分 予 定 先	資産管理サービス信託銀行株式会社 (信託E口)
(6) そ の 他	本自己株式処分については、金融商品取引法による有価証券通知書を提出しております。

#### 2. 処分の目的及び理由

当社は、当社の取締役及び上級執行役員に対する株式報酬制度「株式給付信託 (BBT=Board Benefit Trust)」(以下「本制度」といいます。)を導入しており、本制度に係る信託に対して金銭を追加拠出することを本日付の取締役会で決議いたしました。(追加拠出の詳細につきましては、本日付「株式給付信託 (BBT) への追加拠出に関するお知らせ」をご参照下さい。)

本自己株式処分は、本制度の運営に当たって当社株式の保有及び処分を行うため、資産管理サービス信託銀行株式会社 (本制度に関してみずほ信託銀行株式会社と締結している信託契約に基づいて設定されている信託 (以下「本信託」といいます。)) の受託者たるみずほ信託銀行株式会社から再信託を受けている再信託受託者) に設定されている信託E口に対し、第三者割当により自己株式を処分するものであります。

処分数量については、「役員株式給付規程」に基づき信託期間中に当社の取締役、専務執行役員及び常務執行役員 (いずれも取締役である者を除く)、並びに上級執行役員に給付すると見込まれる株式数に相当するもの (2019年10月末日で終了する事業年度から2021年10月末日で終了する事業年度までの3事業年度分) であり、2018年10月31日現在の発行済株式総数 25,450,000 株に対し 0.12% (小数点第3位を四捨五入、2018年10月31日現在の総議決権個数 243,884 個に対する割合 0.13%) となります。

#### ※本信託及び追加信託の概要

本信託の名称 : 株式給付信託 (BBT)  
 委託者 : 当社  
 受託者 : みずほ信託銀行株式会社  
 (再信託受託者: 資産管理サービス信託銀行株式会社)

受益者 : 取締役、専務執行役員及び常務執行役員（いずれも取締役である者を除く）、並びに上級執行役員を退任した者のうち役員株式給付規程に定める受益者要件を満たす者

信託の種類 : 金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）

追加信託日 : 2019年1月9日（予定）

追加信託金額 : 71,641,000円

追加取得する株式の種類 : 当社普通株式

追加取得する株式数 : 31,000株

株式の追加取得日 : 2019年1月9日（予定）

株式の追加取得方法 : 当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得

### 3. 処分価額の算定根拠及びその具体的内容

処分価額につきましては、本自己株式処分の取締役会決議日の直前営業日までの1か月間（2018年11月13日から2018年12月12日まで）の東京証券取引所における当社普通株式の終値平均である2,311円（円未満切捨）といたしました。

取締役会決議日の直前営業日までの1か月間の終値平均を基準としたのは、特定の一時点を基準にするより、一定期間の平均株価という平準化された値を採用する方が、一時的な株価変動の影響など特殊要因を排除でき、算定根拠として客観性が高く合理的であると判断したためです。また、算定期間を直近1か月としたのは、直近3か月、直近6か月と比較して、直近のマーケットプライスに最も近い一定期間を採用することが合理的であると判断したためです。

なお処分価額2,311円については、取締役会決議日の直前営業日の終値2,187円に対して105.67%を乗じた額であり、取締役会決議日の直前営業日から遡る直近3か月間の終値平均2,614円（円未満切捨）に対して88.41%を乗じた額であり、あるいは同直近6か月間の終値平均2,712円（円未満切捨）に対して85.21%を乗じた額となっております。上記を勘案した結果、本自己株式処分に係る処分価額は、特に有利なものとはいえ、合理的なものと判断しております。

なお、上記処分価額につきましては、監査役4名（うち3名は社外監査役）が、特に有利な処分価額には該当しない旨の意見を表明しております。

### 4. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本自己株式処分は、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないことから、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続は要しません。

以 上